

令和3年10月19日

合志楓の森中学校
PTA会員 各位

合志楓の森中学校
PTA会長 永清 和寛

合志楓の森中学校PTAの指名委員会に係る経過措置について

寒露の候、会員の皆様におかれましては、ご清祥のことと存じます。

さて、標記の件につきましては、コロナ禍の現在において各学級委員会が発足しておらず、PTA発足初年度において、本年度末に退任する予定の役員も定かではありません。そのため、合志楓の森中学校PTA規約第19条にもとづく指名委員の選任が事実上、不可能な状況にあります。

つきましては、PTA発足初年度の経過措置を下記のとおり定めますので、ご了承をお願いいたします。

記

1 合志楓の森中学校PTA規約

第5章 機関（指名委員会）

第19条 指名委員会は、指名委員（1・2学年の各学級から1名）及び当該年度に退任する役員をもって構成し、会長・副会長・会計・書記及び監事を定期総会に指名し、承認を得ると同時にその任務を終了し解任される。

2 経過措置

令和4年度の役員を指名する任務を開始するにあたり。令和3年度の経過措置として、次のとおり地区ごとに指名委員を選任する。

- | | | |
|--------------|----|------|
| ・黒石原（各町内1名） | 6名 | |
| ・陽光台 | 2名 | |
| ・御代志及びその他の地区 | 2名 | 計10名 |

お問い合わせ
合志市立合志楓の森中学校
教頭 高橋 誉(P T A書記)
電話 096-245-7738